

北海道有機農業推進計画(第4期)の概要

第I章 北海道有機農業推進計画(第4期)について

- 1 有機農業推進の意義：本道の恵まれた自然環境と技術などを結びつけ、持続可能な農業生産を目指し、安全・安心な農産物を求める消費者ニーズに応えていくため、本道の重要な農業形態の一つとして有機農業を位置づけ、積極的に推進
- 2 策定趣旨：第3期計画の終了を受け、これまでの取組の検証や情勢変化を踏まえて策定
- 3 目的：SDGsの達成に貢献するなど環境保全型農業の先導的な役割を果たす有機農業の安定的な拡大を図り、北海道農業が持続的に発展していくよう、今後の道の施策の展開方向を示す
- 4 位置付け：有機農業推進法に定める「都道府県推進計画」であり、「第6期農業・農村振興推進計画」「第4次北海道食の安全・安心基本計画」に沿った施策別計画として位置づけ
- 5 計画期間：令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)までの5年間

第II章 有機農業について

- 1 有機農業とは：法律上の定義について
- 2 有機農産物と有機JAS：有機農産物や有機JAS規格について
- 3 有機農業の環境保全効果：有機農業の自然循環機能やSDGs、カーボンニュートラルとの関連について
- 4 道における有機農業の推進：有機農業の推進に係る取組経緯について

第III章 有機農業の現状と課題

- 1 有機農業の取組状況：本道有機農業の取組面積・農家戸数に占める割合は増加 など
- 2 有機農業技術の開発・普及：負担の大きい除草技術の省力化技術開発や普及が途上 など
- 3 有機農産物等の販路拡大：農家が独自に販路開拓する必要があり、有機JAS認証も負担 など
- 4 有機農業の理解醸成：有機農産物の価値が十分に認識されていない など

第IV章 施策の推進方針と展開方向

1 推進方針

有機農業の取組拡大	有機農業の役割などについて改めて地域の理解を促進するとともに、有機農業ネットワーク活動のより一層の活性化と有機農業への新規参入や慣行農業者の有機農業への転換を促進
有機農業技術の開発・普及	道総研等と連携し、ICTを活用した生産技術の開発・利用や、病害虫抵抗性を強化した品種の開発などを進めるとともに、有機農業者等への情報提供に努め、普及を推進
有機農産物等の販路拡大	有機農産物の販路拡大に向けて、量販店や宅配・インターネットなど様々な販売チャンネルにアプローチしつつ、情報提供やマッチングなど、流通コスト低減に向けた取組を推進
有機農業への理解醸成	有機農業者との連携等により、有機農業が、環境に対する負荷を低減させ、SDGsやカーボンニュートラルにも資する農業生産方式であることについての消費者の理解を醸成

2 目標指標 ～ 令和12年度(2030年度)の数値目標を設定

- ・(生産面) 有機農業取組面積 4,817ha → 11,000ha (2.3倍)
- 有機農家戸数 471戸 → 600戸 (1.3倍)
- ・(消費面) 有機農業の定義に対する認知度 33% → 50% (1.5倍)

3 展開方向

1 有機農業の取組拡大	・有機農業の役割の地域における理解促進、有機農業ネットワーク活動の支援 ・新規参入者や転換希望者の講習会等の開催 など
2 有機農業技術の開発・普及	・省力化技術・品種開発等の推進、道総研が開発した技術の普及 ・品目別の栽培技術の開発・普及 など
3 有機農産物等の販路拡大	・ネット販売等のセミナー開催による新たな販路確保に向けた取組促進 ・品目別(水稲・小麦・大豆・青果物・牛乳乳製品)の販路拡大に向けた取組促進 など
4 有機農業への理解醸成	・消費者を対象とする有機農業者との交流イベントの実施 ・マスメディア等も活用した道民へのPR ・給食での有機農産物等の利用拡大に向けた取組促進 など

第V章 計画推進のための各段階の取組

- 1 道における取組
- 2 市町村、農協における取組
- 3 関係機関・団体の取組

第VI章 その他必要な対応

- 1 適切な進行管理
- 2 必要な調査等の実施